

令和8年度版 介護職員等処遇改善加算 アクションガイド

制度の仕組みと必要な手続きの要点



加算取得のために満たすべき3つの基本要件



働きやすい環境をつくる6つの領域



① 入職促進
(採用や魅力発信)



② 資質向上・キャリアアップ
(研修支援)



③ 両立支援・多様な働き方
(休暇取得やシフト工夫)



④ 心身の健康管理
(健康診断や負担軽減)



⑤ 生産性向上
(業務改善・ICT活用)



⑥ やりがい・働きがいの醸成
(理念の共有)

業務負担を減らす「生産性向上」の具体例



- ✓ 現場の課題を見える化する
(業務時間調査など)
- ✓ 5S活動(整理・整頓・
清掃・清潔・躰)の実践
- ✓ 介護ソフトやインカム、
タブレットの導入
- ✓ 業務手順書の作成と
情報共有の工夫

令和8年度に求められる「特例要件」

以下のいずれかを満たすことで、職場環境等要件が一部緩和されます。



**A：ケアプランデータ連携
システムの利用**



**B：生産性向上推進体制加算
(ⅠまたはⅡ)の算定**

特例要件を満たすとどう変わる？

【特例要件を満たす場合】



計画期間中に実施、または
今年度中の要件整備を
誓約すればOK

【特例要件を満たさない場合】



6つの領域ごとに「2つ以上」の取組が必要。
さらに「生産性向上」からは「3つ以上
(特定項目を含む)」の取組が必須。

申請から報告までの大きな流れ



※自動転記機能付きの様式を活用し、効率的に作成しましょう。

経営悪化等で賃金水準の維持が難しい場合

一時的に賃金を引き下げる必要がある場合でも、以下の手続きで制度の継続が可能です。

- 1. 「特別な事情に係る届出書」の提出**
- 2. 適切な労使の合意形成
(合意の時期と方法の記録)**
- 3. 経営・賃金水準の改善計画の策定**

